

寄贈・寄託文書の利用制度のあり方（まとめ案）

1. 結論

寄贈・寄託文書は、条例に基づく利用請求権の対象とはせず、歴史博物館において特別な管理がされている歴史資料として別の利用制度を整備し、市民の利用に供することが妥当である。

2. 理由

- 条例に歴史的公文書の利用請求権を規定する制度趣旨は、公文書等が健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、将来の市民に対する説明責任を果たすことを目的としている。
- 尼崎市では、歴史博物館が公文書館機能を有しており、実施機関から歴史的公文書として取得する場合、歴史的な価値に着目した資料として民間から寄贈または寄託を受けて取得するなどの場合があり、後者については、特別な管理がされている。
- 公文書管理法では、寄贈・寄託文書は、利用請求権の対象としているが、先進自治体の条例では、利用請求権の対象としている場合と、対象外としている場合に分かれている。
- 利用請求権の対象とするかどうかは、それぞれの組織が管理している資料の性格によって取扱いは異なると考えられる。尼崎市の歴史博物館における寄贈・寄託文書は、前近代の資料が非常に多い特性があり、これらを近現代の公文書由来の資料と併せて一律に利用請求権の対象とすることは、本来の制度趣旨には馴染まないと考えられる。
- 利用請求権の対象外としたとしても、歴史資料として市民の利用に供する制度を整備しておく必要がある。但し、この場合においても、利用決定の可否においては、条例に基づく利用制度と同等の審査基準に基づき判断を行う必要がある。